

県における高病原性鳥インフルエンザ防疫対応と今後の課題

紀北家畜保健衛生所
○楠川翔悟 橋本久彦
樽本英幸

【背景】

2020年12月10日に管内の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した。発生農場は6.7万羽を飼養する採卵鶏農場であり、使用中の鶏舎は9棟で、ひな段ケージ(2段)であった。通報当日(12月9日)、発生鶏舎では1羽の死亡(174日齢、ボリスブラウン)が確認され、両隣の2羽が衰弱を呈していた。簡易検査の結果、7羽中7羽が陽性となり、10日未明、PCR検査によりH5亜型鳥インフルエンザウイルス遺伝子陽性、農林水産省により疑似患畜と判定された。これを受け、同日午前9時より防疫措置を開始し、殺処分は11日午前8時に、防疫措置は13日午後7時に完了。24日に清浄性確認検査を行ったのち、29日に搬出制限を解除、1月4日に移動制限を解除した。

【防疫対応と今後の改善点】

現地対策本部指揮のもと、動員者集合場所、消毒ポイント、現地防疫センターを設置・運営し、動員者受け入れにあたった。

まず、現地防疫センターでは、衛生管理区域内に設置し、2枚目の防護服および手袋、マスク等の着脱を行うため、清浄ゾーンとグレーゾーンの区分を設けた。(図1)

計画では、着衣テントと脱衣テントを設置する予定でしたが、センター稼働開始までに調達が間に合わなかった。

このため、センターでは、ブルーシートの上に三角コーン、コーンバーを置いて、ゾーニング、一目で一方通行とわかるようにし、着脱の前後での動線の交差を防いだ。

また、運営にあたっては、A1サイズに拡大印刷した着脱手順を記載したパネルを設置することで、着脱の指導・補助を行う人員不足を補った。

一方で、現地防疫センターで、防護服や手袋、マスク等を管理・配付したため、資材管理の手間と場所が負担となった。

これについては、他府県での防疫措置を参考に、動員者集合場所で2枚目の防護服の着衣、手袋、マスク等の配付を済ますことで、センター内の負担は軽減できると考える。

次に、資材管理の不徹底について。(図2)

防疫計画では、動員者集合場所が資材置場を兼ねる予定となっていた。しかし、第1候補地としていた体育館を使用できず、比較的面積の小さい第2候補地の利用となったため、資材置場を確保できなかった。このため、防疫資材を集約管理する場所がなくなり、現対本部である振興局に搬入し、都度農場へ搬送する、ま

たは納品業者が直接農場に搬入するという形をとらざるを得なかった。これにより、在庫管理が徹底できず、一時的に農場内で資材の過不足が生じたり、業者の搬入がブッキングしたために、農場内が搬入車両で渋滞を起し、作業に支障を来したりした。

今後は、資材置場あるいは資材管理要員を確保し、搬入時間の設定を行うなどの、交通整理が必要と考える。

3点目は分業体制・連絡体制の構築について。(図3)

農場内では、最大で動員者150人と自衛隊120人の合計270人が同時に作業することになる。この中で、当初殺処分に必要な資材の搬入が遅れ、動員者、自衛隊が同時に殺処分を行えない事態に陥った。このとき、おもに自衛隊には鶏舎内での殺処分を任せ、動員者は、処分鶏や資材運搬などのサポート役を担っていった。これにより、自衛隊の作業速度を維持することができ、停滞することなく迅速に作業を行うことができた。このように臨機応変な対応により、速やかに防疫措置を完了することができた。

一方で、こういった現場の判断や動員者への指示を出す家畜防疫員は農場内には6名のみであった。家畜防疫員は、農場内の情報を集約し現対本部と共有するとともに、作業全体の進捗を管理し、具体的な作業の指示や、畜主とのコミュニケーションを行うなど、非常に多くの作業が求められた。加えて、対策本部や動員者集合場所等といった各ポイント間での連絡体制が曖昧で、個人間でのやりとりが頻発したため、情報の共有ができていなかったり、齟齬が生じたりと、余計な手間・時間が発生した。

家畜防疫員が農場内作業全体の調整役として活躍できるように現対本部や動員者との分業を図るとともに、連絡体制の統一、情報の見える化等が必要と考える。

4点目は、防疫措置完了後の対応について。(図4)

鶏、卵等については焼却、鶏糞・飼料については封じ込めという方針が、殺処分開始前に決定されたことで、現場での戦略を練る時間が出来た。

一方で、防疫措置に使用した資材のうち、台車や長靴といったものは、以降の発生に対する備蓄とするため、洗浄消毒を行う。加えて、必要以上の数量が農場内に搬入された資材もあり、農場から引き上げる際には、洗浄・消毒が必要となり、防疫措置完了後の動員者がいない中、家畜防疫員が中心となって振興局職員らとともに少人数で作業を行うこととなった。昨シーズンの全国的な鳥インフルエンザ発生においては、近隣農場での続発事例が他県では確認されており、続発を警戒する重要性が高い。そういった中で、資材の後片付けは大きな時間のロスとなる。これを防ぐためにも、資材管理を徹底する必要がある。

また、防疫措置や動員者集合場所等の運営に伴って、多量の一

般廃棄物が発生した。これについても、分別を後回しにせず、立ち上げの段階で、市町担当者と連携し、ゴミの廃棄方法の決定と分別作業を徹底することで、後片付けの手間を削減できると考える。

最後に、消毒ポイントの運営時間について。(図 5)

今回搬出制限区域内の 1 農場が、防疫措置期間中に制限区域外の食鳥処理場へ出荷するため、消毒ポイントにて車両消毒を行う必要があった。農林水産省との協議により指定された消毒ポイントは、運営時間が 9 時～17 時であり、平時のブロイラー出荷時間である夜間に消毒することはできなかった。このため、畜主は運営時間内に通過できるよう、出荷作業時間を変更し、これに係る人件費が余計に発生し、農家への負担がかかることとなった。

今後、消毒ポイントの運営時間については、通行車両台数等を鑑み、検討が必要ですが、24 時間より短縮する場合であっても、例外協議に基づき出荷する場合には、夜間であっても一時的に消毒ポイントを稼働するなどの柔軟な対応も考慮する必要があると考える。